⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、小石川地方合同庁舎外⑱設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、小石川地方合同庁舎外⑱設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
③　1⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、小石川地方合同庁舎外⑱設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、小石川地方合同庁舎外⑱設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「小石川地方合同庁舎外⑱設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成30年８月22日付け支出負担行為担当官及び契約担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

練馬⑳宿舎新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成30年８月22日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　吉田廣太郎
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
1　工事名　練馬⑳宿舎新設等建築工事
2　工事場所　東京都練馬区ほか
3　工事概要　陸上自衛隊練馬駐屯地公務員宿舎（東京都練馬区）における宿舎新設に係る建築工事並びに陸上自衛隊小平駐屯地公務員宿舎（東京都小平市）における宿舎改修に係る建築工事
ア　練馬駐屯地公務員宿舎地区
㋐　宿舎新設
建築工事
構造：鉄筋コンクリート造　地上９階建て（一部５～８階）
規模：建物延べ面積　約7,900㎡
㋑　電気・ポンプ室新設
建築工事
構造：鉄筋コンクリート造　地上１階建て
規模：建物延べ面積　約40㎡
㋒　廃棄物保管庫新設
建築工事
構造：鉄筋コンクリート造　地上１階建て
規模：建物延べ面積　約60㎡
㋓　自転車置場新設
建築工事
構造：鉄骨造　地上１階建て（２棟）
規模：建物延べ面積　約20㎡（１棟当り）
㋔　自転車置場新設
建築工事
構造：鉄骨造　地上１階建て（２棟）
規模：建物延べ面積　約40㎡（１棟当り）
ただし、㋐宿舎新設の内、仕上げ工事の一部（関連する仮設工事を含む）、㋑電気・ポンプ室新設、㋒廃棄物保管庫新設、㋓自転車置場新設及び㋔自転車置場新設については、別途工事とする。
イ　小平駐屯地公務員宿舎地区
㋐　１号宿舎改修
建築工事
構造：鉄筋コンクリート造　地上５階建て
規模：建物延べ面積　約2,800㎡
改修範囲：１階妻側外壁
工事内容：耐震壁の増設（増壁）
㋑　２号宿舎改修
建築工事
構造：鉄筋コンクリート造　地上５階建て
規模：建物延べ面積　約2,800㎡
改修範囲：１階妻側外壁
工事内容：耐震壁の増設（増壁）
4　工期　平成33年２月26日まで
ただし、小平駐屯地公務員宿舎地区については平成31年２月28日までとする。
5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成30年８月22日から同年11月２日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は午後５時まで。
⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。
〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ048―600―1800（内線2442又は2443）　ＦＡＸ048―600―1842
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成30年８月22日から同年９月11日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記7⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年８月22日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成30年９月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。
ア　防衛省における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。